

平成19年度 事務事業評価表						
(様式1)						
記入年月日	平成19年4月5日		記入者	連絡先	2773	
平成18年度部名	保健福祉部		課名	地域福祉課	課長名	梅沢 道雄
平成19年度部名	福祉部		課名	地域福祉課	課長名	甘利 賢治
事務事業名	低所得者緊急援護貸付資金交付金					
予算上の事務事業名	低所得者緊急援護貸付資金交付金					
1 総合計画における位置づけ			施策コード	11420		
基本目標	「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして					
政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります					
基本施策名	第4節 援護を要する人の自立援助					
施策名	第2施策 自立の援助					
2 実施根拠及び関連法令・条例・規則・要綱等						
相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則						
3 個別計画の概要				概要		
計画名	相模原市地域福祉計画			基本理念「わたしたちで支えあう 福祉のまちをめざして」 基本目標2「わたしたちのネットワークで福祉の力を伸ばします」 【主な施策】社会的な援護を必要とする人々への支援		
計画年次	平成17	年度～	平成21	年度		
4 事業形態の区分			助成(給付・補助・貸付)	5 事業開始年度		昭和63年以前
6 事業概要						
(1) 事業の目的(何のために行うのか、またはもたらしたい成果)				(2) 対象(誰、何)		
一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯等に対し、担当民生委員の指導のもとに資金の貸付を行い、もって対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図るため市社会福祉協議会の緊急援護資金へ交付するもの。				市民		
(3) 平成18年度事業の内容(活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容(活動)なのか。						
一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援護が必要と認められる世帯等に対し資金の貸し付けを行うことにより、対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、相模原市社会福祉協議会の「生活資金一時貸付」へ交付した。 ・交付額：1,700千円 【生活資金一時貸付の概要】 貸付金の種類...生活資金、療養資金、修学資金、就労準備資金、高校等通学資金 貸付限度額...15万円。高校等通学資金は1人月額2万円以内。 据置期間...2ヶ月以内。高校等通学資金は卒業後6ヶ月以内。 償還期間...据置期間経過後30ヶ月以内。高校等通学資金は据置期間後10年以内。 利子...無利子						
7 関連事業・類似事業又は他市の状況						
各市同種の事業を実施している。						
8 事業費の推移 [単位：千円]						
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業費	1,500	1,800	1,700	1,950	1,900	
一般財源	1,500	1,800	1,700	1,950	1,900	
受益者負担金	0	0	0	0	0	
その他の特定財源	0	0	0	0	0	
人件費の合計	33	33	33	33	33	
事業コスト合計	1,533	1,833	1,733	1,983	1,933	
9 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率						
事業名 (主たる事業名)	低所得者緊急援護貸付資金交付金			対象名称 と単位	貸付件数(件)	
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
事業コスト(主たる事業)	1,533	1,833	1,733	1,983	1,933	
対象数	45	39	33	33	33	
単位あたり経費(円)	34,067	47,000	52,515	60,091	58,576	
前年度比		1.38	1.12	1.14	0.97	

1 0 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	貸付額（千円）	指標式と指標の説明		当該年度貸付額	
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績	2,409.0	1,990.0	1,825.0		
目標	0.0	2,409.0	1,990.0	1,825.0	1,825.0
目標達成度（%）	#DIV/0!	82.6	91.7		
1 1 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	償還率（%）	指標式と指標の説明		当該年度収納額（円）/当該年度返済計画額（円）×100	
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績	33.6	43.4	28.1		
目標	0.0	40.0	40.0	40.0	40.0
目標達成度（%）	#DIV/0!	108.5	70.3		
1 2 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A：妥当である・B：妥当性に課題がある・C：妥当でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A：有効である・B：有効性を高める余地がある・C：有効でない]					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A：効率が良い・B：効率性を高める余地がある・C：効率が悪い]					
B	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	・再任用や非常勤職員などを活用しても、これ以上のコスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力または市民協働の導入の可能性〔有・無〕					
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が適している。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、市民協働により推進する方が適している。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部に民間委託を導入しているが、さらに民間委託を導入しても効果が見込めない。			
	<input type="checkbox"/>	・市で実施する方が民間委託等をするより適している。			
1 3 総合評価（一次評価）					
(1) 自動判定結果					
	[]：良好な状態を維持する事業			
	[]：概ね良好な状況である事業			
	[]：見直しを行う必要がある事業			
	[]：抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業			
(2) 事業所管課長による評価（今後の方向性）			(3) 事業所管課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		一時的に生活に困窮している者に対して貸付事業を実施することは、自立支援の方策として今後も必要である。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
1 4 成果向上及び効率性を高めるための方策			1 5 課題として認識されたこと		
・借受者への貸付時の指導・助言等の充実 ・未償還者に対する償還督促等の充実			償還率向上のための方策の検討		
1 6 二次評価					
(1) 局内評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		成果を検証し、効果的な事業の実施を検討する。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			